

# 総務常任委員会

令和6年6月20日（木曜日）

# 総務常任委員会

令和6年6月20日（木曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

- 議案第 1 号 令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項  
議案第 5 号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（I－B型））  
議案第 8 号 専決処分の承認について（令和6年度旭市一般会計補正予算）  
議案第 9 号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）  
議案第10号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）  
議案第11号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

## 出席者（8名）

委員長	景山岩三郎	副委員長	崎山華英
委員	木内欽市	委員	伊藤房代
委員	林晴道	委員	遠藤保明
委員	菅谷道晴	議長	飯嶋正利

## 欠席者（なし）

## 傍聴議員（3名）

議員	松木源太郎	議員	伊場哲也
議員	常世田正樹		

## 説明のため出席した者（19名）

副市長	飯島茂	秘書広報課長	寺嶋和志
行政改革 推進課長	椎名実	総務課長	山崎剛成
企画政策課長	柴栄男	財政課長	池田勝紀

税務課長	榎 澤 茂	市民生活課長	齋 藤 邦 博
会計管理者	小 澤 隆	消防長	常世田 昌 也
監査委員 事務局長	杉 本 芳 正	その他担当 職員	8名

**事務局職員出席者**

事務局長	穴 澤 昭 和	事務局次長	黒 柳 雅 弘
副主幹	菅 晃		

開会 午前10時 2分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

また、クールビズ期間中でありますので、委員会室内では上着を脱ぐなどして調整をさせていただきたいと思っております。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、松木源太郎議員、伊場哲也議員、常世田正樹議員より本委員会を傍聴したい旨の申出がありましたので、よろしく願いいたします。

本日、飯嶋議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

飯嶋議長。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

昨日、本日で非常に暑さが予想される中での総務常任委員会の開催、誠にご苦労さまでございます。

先日の本会議におきまして本委員会に付託いたしました6議案、本日もご審議をいただくことになっております。何とぞ慎重なるご審議をいただきまして、よろしく願いいたしたいと思っております。

簡単ではございますが、よろしく願いいたします。

景山委員長、よろしく願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

本日、議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは、改めましておはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で6議案でございます。

その内訳でございますが、まず予算関係が1議案で、議案第1号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項、次に財産の取得についてですが、

1 議案で、議案第 5 号は水槽付消防ポンプ自動車の取得について、次に専決処分の承認についてが 4 議案で、議案第 8 号は令和 6 年度旭市一般会計補正予算（第 1 号）について、議案第 9 号は旭市税条例の一部を改正する条例について、議案第 10 号は旭市都市計画税条例の一部を改正する条例について、議案第 11 号は旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決・承認くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後、初めての委員会でございますので、担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） お願いいたします。

○副市長（飯島 茂） ありがとうございます。

それでは、順次自己紹介させますので、よろしく願いをいたします。

○総務課長（山崎剛成） 総務課長の山崎です。よろしくお願いいたします。

○財政課長（池田勝紀） 財政課長の池田です。よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（柴 栄男） 企画政策課長の柴です。よろしくお願いいたします。

○税務課長（榎澤 茂） 税務課長の榎澤です。よろしくお願いいたします。

○秘書広報課長（寺嶋和志） 秘書広報課長の寺嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。

○行政改革推進課長（椎名 実） 行政改革推進課長の椎名です。よろしくお願いいたします。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市民生活課長の齋藤です。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（小澤 隆） 会計管理者の小澤隆です。よろしくお願いいたします。

○監査委員事務局長（杉本芳正） 監査委員事務局長の杉本です。よろしくお願いいたします。

○消防長（常世田昌也） 消防長の常世田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副市長（飯島 茂） 以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

---

#### 議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから本委員会に付託されました 6 議案の審査を行います。

初めに、議案第1号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○**財政課長（池田勝紀）** 議案第1号につきましては、本議会の補足説明並びに議案質疑でご説明したとおりですので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○**委員長（景山岩三郎）** それでは、議案第1号について質疑がありましたらお願いいたします。  
崎山委員。

○**委員（崎山華英）** お願いします。

補正予算書、タブレットの11ページ、2款総務費、9目交通安全対策費、説明欄1、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金183万円についてなんですが、対象者ですとか対象のヘルメットがどんなものかといったものは質疑でもありましたので、分かりました。

市内の状況を見ますと、恐らくお子さんだったり、あと外国人の方で自転車に乗られている方が多いのかなという印象を受けているんですけども、そういった外国人の方への周知ですとか、あとヘルメットの着用啓発についてどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

○**委員長（景山岩三郎）** 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○**市民生活課長（齋藤邦博）** 商工観光課や農水産課の協力を得まして、外国人従業員を多く雇用していると思われる事業所へのお知らせなどを検討してまいります。

以上です。

○**委員長（景山岩三郎）** 崎山委員。

○**委員（崎山華英）** ありがとうございます。

そうしましたら、企業単位での申請ですとか、外国人実習生を雇っている雇主の方単位、雇主側のほうで一括して申請というのは可能なんでしょうか。

○**委員長（景山岩三郎）** 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○**市民生活課長（齋藤邦博）** 企業の雇用主が申請を取りまとめて提出していただくことは可能ですけれども、あくまで申請者は補助対象の使用者本人ということになります。

以上です。

○**委員長（景山岩三郎）** ほかに質疑はございますか。

林委員。

○委員（林 晴道） 前者と同じように、僕も歳出のほうで、2款1項、ヘルメットですね、183万円でちょっと伺いたいと思うんですが、本会議で補足説明並びに質疑が議員から入っていましたけれども、ちょっと改めて整理したいので、目的と市内の状況ですか、今もちょっとかぶっていたんですけれども、対象にならない人、対象外の人ほどのような方で、その理由をちょっと詳しく教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。  
市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 目的ですけれども、昨年、令和5年4月に施行されました改正道路交通法で自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されまして、市でも県でもヘルメットの着用を推進する啓発活動を実施してまいりました。

しかしながら、ヘルメットの着用率は低い状況にあると。そこで、ヘルメットの着用率の向上を図りまして、県と市町村とが協調して購入者に対する補助を行う、この制度が県のほうで創設されましたので、市でも……。

（発言する人あり）

○市民生活課長（齋藤邦博） ヘルメット購入者に対して補助をする制度が県のほうで創設されましたので、これを受けまして、市でも県補助を活用した自転車乗車用ヘルメット購入費補助事業を実施することにしました。

それから、対象にならない方なんですけれども、一応要綱の案として考えているところなんですけれども、補助対象者として市税の滞納のない方、対象の製品にほかの補助金を受けていない方、それから申請者、使用者ですけれども、購入日から補助金の交付を申請する日までの間、旭市に居住していて、旭市の住民基本台帳に記録されている方となっていますので、これらの方以外ということになります。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 市内の着用率ですか、その辺が低いということですから、どのように調査されましたでしょうか。

着用率、市内はどのぐらいの率であるのかをちょっと伺いたいと思いますのと、要は、僕なんか学生時代、古い話ですけれども、中学の頃は、ヘルメットを学校から支給してもらって、それをかぶっていたので、それを持っていたんです。今現在、その辺、ちょっと申し訳ない、担当が違うかも分からないけれども、どうなっているのか。

それで、中学生のときにもらったヘルメットは、それはそれ、これはこれで重複して補助が2分の1出るのかどうなのかをちょっと詳しく教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 市内でのヘルメットの着用率につきましては、議案質疑のところでもアンケートの結果というあまり信用ならない数字を申し上げてしまいましたけれども、市内でと限られると、そういった調査がありませんので分かりません。

ただ、警察庁のほうの調査で、令和5年の7月に調査されたものなんですけれども、駅周辺や商店街などで街頭調査した結果だそうなんですけれども、全国の平均が13.5%、千葉県は6.4%であった。一番低いところは新潟県の2.4%、一番高いところは愛媛県の59.9%だったというふうな結果が公表されておりました。

中学校のほうのヘルメットは、私が聞いているところでは、中学校の生徒には、ヘルメットを購入するための補助つきで、全員にヘルメットが配られていると。そして小学校は、3校だけ同じように配布されているというふうに聞いております。

また、中学生用・小学生用ヘルメットの補助を受けている方でも、別にヘルメットを購入していただく分には、この補助金の申請対象にはなりません。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 市内の着用率を見極めた予算だということであるのに、あまり、ちょっとちぐはぐかなというように感じます。ちょっと1回目の答弁は気をつけてもらったほうがいいのかなと思いましたね。

大変なのは分かるんですけども、これが少額であろうと住宅や車であろうと、やっぱり補助金、税金でありますので、同じようにしっかりと市内の状況を見て、その後の、補助した後の対応も見極めてもらわなければならないなど、このように思うんですね。

例えば、住宅や車であると、何年間保有しなければならないとか、そういう縛りがございませう。今の中学生の回答であると、全員もらえるんですね、中学生になったら。しかしながら、この補助金も使って新たに買うこともできると。

どうも、二つも使うということは考えづらいので、やっぱり人に譲ったりだとか、そういうことも考えられるんですけども、そのような点はどのように判断されていますか。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 現在の要綱案では、補助金の対象になるものは新品というふうに定めさせていただいておりますので、譲渡の場合には対象にならないこととしております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 要は、補助をもらって、そのもの、実物を手元においても、今はネットで子どもだって、メルカリだとかヤフーオークションだとかそういうのがあるから、その辺は大丈夫なのかなと、どのような判断をされていましてかと、そういうふうに伺いたいんですけども。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 購入先としましては販売店あるいはインターネットなどを通じた通販でも構いませんが、メルカリなどの中古品のやり取りサイトやアプリなどは多くの自治体でも禁止しているところが多いので、我々のほうでもその辺は禁止というふうにさせていただきたいと思っております。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 禁止っていても、子どもたちにはなかなか理解できないと思うので、どのようにその辺に注意を払っていくのか具体的にちょっと教えてもらいたいと思うのと、あとちなみに、その購入するものですね、要は不良品であっても高額がつくものだとか、保証がついている製品だとか、いろいろあると思うんですけども、その辺のところはどのような感覚でいるのか。

例えば、耐久年数だとか使用年数の縛りなんかを検討されているのか伺いたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 耐久年数などについては縛りはございませんけれども、5種類の自転車乗車用ヘルメットの安全基準を満たしている新品ということで申請をお受けするというようにしております。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） すみません、ちょっと無知なので、その5種類の安全基準というのがどういうものであって、職員の方は業務が大変だと思うが、ぱっと見てそれがどのような判

別がつくのかをちょっと教えてもらいたいなど。

あと、すみません、ちょっと僕も忘れて漏れてしまっているんですけども、これは市民の対象人数、何人に対して何個分の予算でありましたでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 安全基準につきましては、保証書を確認します。保証書がないものにつきましても、当該ヘルメットに安全基準を受けたマークがついておりますので、その場合は現物を確認させていただきます。

それで、安全基準の認証なんですけれども、一般財団法人製品安全協会のSGマークと言われるもの、それから公益財団法人日本自転車競技連盟のJCFマーク、ヨーロッパ連合のヨーロッパ委員会、CEマークのうちEN1078、これが自転車用ヘルメットの認証番号だそうなので、このもの、それからドイツ製品安全法、GSマーク、それから米国消費者製品安全委員会、CPSCマークのうち自転車乗車用ヘルメットということで、CPSC1203、この5種類ということにしております。

それから、予算上、1件当たり2,000円の補助金を出すということで、915人を想定しております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 市内の対象者が何人いるうちの915人であるのか。それから、915人まで、だいぶ少ないですよ、件数としては、そこまで落としてしまっている算出の理由を教えてください。

あと、対象となるもの、上限2,000円であるということではありますが、対象商品の平均価格の調査を行っていると思うが、どのぐらいだったんでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 予算額としまして915人と計上したのは、千葉県のほうの補助金の要綱の規定に従ったものでありまして、千葉県のほうでは常住人口の1.5%、1,000人未満切捨ての1.5%ということで、旭市が6万1,000人でしたので、1.5%の915人。県の補助金の額に合わせて市も設定したものです。

それから、平均価格につきましては、すみません、調査はしておりません。高いものと、

1万円とか10万円とかというものがカタログ上に載っておりました。カタログやインターネットサイトで製品にこういったものがあるか一通り調べましたけれども、だいたい3,000円台から4,000円台が中心、安全基準を受けたものの中には2,000円を切るものも幾らかあったということでした。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 僕も、中学校で配られたもの以外の自転車乗車時のヘルメットってかぶったことがないんだけど、例えばどういうところで買えて、市民が一斉に求めていった場合に、数ですね、ある程度確保ができていのかと、その辺の見込みはどうなっていますでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） お買い求めになる先としましては、自転車販売店やホームセンターということになると思います。あるいは、インターネット通販ということになります。

お店のほうの保有在庫とかその辺のことは、すみませんけれども調査しておりません。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） ある程度分かりました。

安全を保つためにヘルメットの着用が今後進んでいくから、市としてもバックアップをお願いしたいなと思いますけれども、あとその周知ですね、PRに関して、よく広報あさひだとかホームページというふうに言いますが、ちょっとある程度具体的に、どの辺に対してどのようにピックアップ、ばあんと市民の目につくような形でやるのか。秘書広報課長でも構いませんので、その辺を教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） 先日の議案質疑でも、お店のほうに周知したらどうかというふうにご意見をいただきましたので、その辺も検討しております。

また、先ほど崎山委員のほうからもお話がありましたけれども、外国人、確かに外国人の従業者の方が自転車に乗っているところを見かけることが多いので、その辺、外国人従業員の多い事業者へ周知するなど努めたいと思っております。

○委員長（景山岩三郎） 林委員。

○委員（林 晴道） 今ちょっと僕が想定して言っているのは、やっぱり高齢者なんですよ。本当に熱心に傍聴に来ていただく方も、家の近所の方も、高齢の方に来ていただいていますけれども、やっぱりふるさと納税の制度にしてもこういう告知にしても、なかなか高齢の方が、僕、必要とするんじゃないかなと思うところにもうちょっと優しく広告をしてもらいたい、そのように思うんですね。

そういう中で、ぜひ、工夫をされているのか、それとも今後何か検討があるのか、別に担当の方は変わってもらっても構わないので、お願いしたいと思いますが。

○委員長（景山岩三郎） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（齋藤邦博） ご高齢の方の自転車乗車は大変危険ですので、その辺につきましても、老人クラブや高齢者福祉課の協力などを得まして、周知について検討させていただきたいと思います。

また、これも先日のご質疑の中でも一旦回答しましたが、自転車でお越しになられるような方が多い病院やショッピングセンターなど、そういうところへも何らかの周知を検討してまいりたいと思っております。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はありますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

消防長。

○消防長（常世田昌也） 議案第5号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑でご説明したとおりでございます。加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

それでは、議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） 議案第8号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑でご説

明したとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第8号について質疑がありましたらお願いいたします。  
崎山委員。

○委員（崎山華英） お願いします。

タブレット 11 ページ、2 款 1 項 11 目、説明欄 1 の定額減税調整給付金給付事業 5 億 2,400 万円について質疑させていただきます。

その中の 12 委託料、受付業務等委託料の 2,418 万 5,000 円、こちらの内容、どこに委託するのかを具体的に教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。  
税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 調整給付金の委託業務の委託先とその内容ということでございます。

委託先でございますが、会社名とかを言ったほうがいいですかね。先日見積り合わせを実施しまして、東京都新宿区にありますキャリアリンク株式会社というところを予定しております。受付業務や人材派遣等を請け負う会社になろうかと思えます。

それから、委託の内容でございますが、調整給付金の対象者への案内文書、確認書になりますけれども、こちらのほうの封入・封緘作業、それから送られてきた返送の書類の審査業務、給付金の振込口座の入力作業、受付窓口を設けますので、来庁される方もいらっしゃると思いますので、来庁者の受付対応、書類審査後に給付決定通知書を送付いたしますので、それらの業務、それからコールセンターも一応設けたいと思っておりますので、一般的な給付金の制度概要についての説明、問合せ等の対応、こちらのほうを予定しております。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

今ご答弁で、来庁者の受付対応ということだったんですけれども、実際に市役所の庁舎のほうにこちらのキャリアリンクの方が常に駐在されるという形なんですか。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。  
税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 委員のおっしゃるとおり、会社の方が何名か来て、そこで受付対応をする予定でございます。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

具体的に何名いらっしゃるのか、何か時給的、どういった契約形態になるのか。何か、時給というんですかね、委託料の中にその方の人材費も含まれているという考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） そうですね、委託料の中にそれらの費用が含まれております。

7月から来ていただくように予定しているんですけども、当初はやはり対象者の返送の書類がかなり多く来るとお思いますので、7月から8月ぐらいは、そういったコールセンター業務等も全部含めまして11人程度は来ていただく予定でおります。

その後、9月、10月、11月につきましては、順次人数がちょっと減っていくのかなというふうに見込んでおります。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

この定額減税なんですけれども、かなり、専用にこういった業者の方を頼まないといけないとか、説明もそうだし、問合せもかなり多いものになると思います。

所得税のほうでいうと、給与計算事務の方の、担当者のかかなりの負担ですとか税理士の負担がすごく今問題になっていて、すごく分かりづらいし制度もかなり煩雑ということで、個人的にはもう二度とこういう制度はやってほしくないと思っているところなんですけれども、市の税務課のほうでの職員の業務負担ってどれぐらい、この定額減税で何か負担が増えたとかがありましたら、ちょっと教えてほしいなと思いました。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 職員にどのぐらい業務負担が増えたのかということでございます。

定額減税と、それからそれに伴う調整給付金の両方が、納税義務者の被扶養者人数でその額が決まってくるために、当初課税につきまして通常より早めに調整してきておりました。また、それ以外にも、減税額の確認が必要となるなど、職員はそれ相応の負担増にはちょっとなったのかなとは考えております。

また、今回の調整給付金につきましては、これから業務が本格化しますので、この給付事務に係る経費については全額国費で負担されるわけですが、その中で業務委託で補えるところは委託に回しますけれども、コールセンターなんかにつきまして、制度概要は委託

の方にはお願いはできますが、税情報などの個人情報に関しましては、職員しかちょっとそれは対応できませんので、一定以上職員の負担は増えるのかなというふうには思っております。

6月に市県民税のほうの納税通知書を発送させていただきましたが、その後の問合せにつきまして、だいたい二、三割程度はこの定額減税に関する問合せになっておりますので、その分、職員の負担は一定程度ちょっと増えているのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

何か短期で、今年度のためだけにこのシステムの改修ですとか、こうやって人材派遣会社の方をこれだけの多くの予算を使って頼まなければいけない制度になっているので、これはすごく非効率なものだなと日々考えているところなんですけれども、なるべく職員の負担が大きくならないようにやっていただきたいとは思いつつ、ちょっと難しいのかなと。

分かりました。ありがとうございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 議案第9号につきましては、本会議の補足説明並びに議案質疑でご説明したとおりであります。加えての説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 議案第10号につきましても、本会議の補足説明並びに議案質疑でご説明したとおりでございます。加えての説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 議案第10号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第 11 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 議案第 11 号につきましても、本会議の補足説明並びに議案質疑で説明したとおりでございます。加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 議案第 11 号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 11 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

---

#### 議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第 1 号、令和 6 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、財産の取得について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり承認されました。

議案第 9 号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり承認されました。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり承認されました。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(景山岩三郎) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり承認されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

○委員長(景山岩三郎) 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時41分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 景山 岩三郎